

第3章 「資格外活動（アルバイト）許可」について

1. 資格外活動の許可

「留学」ビザは本来は就労の認められない在留資格です。留学生が学費その他の必要経費を補うためにアルバイトを希望するときは、必ず事前に資格外活動の許可を受けて下さい。

この許可を受けずにアルバイトをしたり、許可された範囲を越えてアルバイトをすると処罰

の対象になります。場合によっては、強制退去の対象ともなり最低5年間は日本に再入国

することができなくなります。アルバイトが認められている時間は通常、1週間につき2

8時間以内ですが、大学の長期休業中は1日8時間まで可能です。

2. 資格外活動許可の申請手続き方法

(1) 大学への「副申書」の交付申請（申請用紙は学生支援課にあります）

「誓約書」と別記（予定する資格外活動の概要）を学生支援課に提出して申請して下さい。

※「副申書」の交付は、申請した日の翌日以降です。翌日が日曜・祝日の場合は、その翌日

以降の交付となります。「副申書」の有効期限は、発行日から3ヶ月です。

また、長期休業中（夏休み等）は原則として交付できないので、注意して下さい。

(2) 「資格外活動許可申請書」の提出（申請用紙は入国管理局、学生支援課にあります）

「資格外活動許可申請書」と別記（予定する資格外活動の概要）を入国管理局に提出

して、申請して下さい。その際には、パスポート、外国人登録証明書、学生証が必要です。

※「資格外活動許可申請書」の申請手数料は、無料です。新しく「資格外活動許可書」が

発行された場合は、必ずコピーを学生支援課に提出して下さい。また、アルバイト先の

会社から「在職証明書」を発行してもらい、学生支援課に提出して下さい。

じゅうよう
重要③

しかくがいかつどう
＝「資格外活動（アルバイト）」について＝

- ① アルバイトは誰でもできるわけではありません。成績不振や授業への出席状況が悪い場合には、大学では「副申書」を交付しません。アルバイトは控えめにして、勉学に支障のない範囲に収めるように心がけて下さい。
- ② 風俗営業または風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは、許可されません。
- ③ アルバイトをするときは、必ず「資格外活動許可書」を携帯する必要があります。場所、業種および時間帯に変更があったときは、その都度学生支援課に届け出て下さい。

しんせいとりつぎ ちゅういじこう
○申請取次についての注意事項

がくせいしえんか にゆうこくかんりきよく りゆうがく こうしん さいにゆうこくきよかしんせい しかくがいかつどうきよかしんせい
学生支援課では、入国管理局への「留学ビザ更新」、「再入国許可申請」、「資格外活動許可申請」の申請取次を行っています。大学に申請取次を申し込むためには、下記の条件を充たしていることが必要です。詳しくは、学生支援課までお問い合わせ下さい。

- ① 登校状況と、授業の出席状況が良いこと
- ② 授業料の納付が正規に行われていること
- ③ 大学からの連絡を日本国内で、常に問題なく受けられること

ぜいきん
3. アルバイトの税金について

アルバイトの所得に対して、通常は税金が掛かりますが、留学生のアルバイト等の報酬については「租税条約の実施に伴う所得税法」等の規程により、税金が免除されます。免除を受けるためには、次の書類を報酬支払者を通じて税務署に提出することが必要です。

- ①届出書 ②在学証明書 ③成績証明書 ④外国人登録証明書の写し ⑤パスポートの写し
- ※報酬を受ける前に手続きが完了すれば、税金控除が停止されます。手続きが遅れた場合には控除された税金の還付(返戻)を受けられます(還付は5年前まで遡及することが可能です)。